**大阪府子ども施策審議会 社会的養育体制整備計画策定部会**

**第２回　社会的養護ワーキング**

**議事録**

日時：平成30年10月30日（火）

午後1時30分 から3時30分まで

場所：大阪府本館５階　議会会議室１

出席委員（五十音順、敬称略）

大阪府社会福祉協議会 母子施設部会 部会長　　　　　　　　　　荒井 恵一

大阪府立大学 地域保健学域　教育福祉学類　教授　　　　　　　 伊藤 嘉余子

大阪府社会福祉協議会 児童施設部会 部会長　　　　　　　　　　伊山 喜二

大阪府里親会　会長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鷺島　実

大阪大谷大学 人間社会学部　教授　　　　　　　　　　　　　　 農野 寛治

＜事務局＞

少し時間が早いのですが、皆様お揃いになられましたので、ただいまから社会的養育体制整備計画策定部会第2回社会的養護ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。現在の本ワーキンググループに属する委員は配付しております名簿のとおりでございます。本日は、ワーキング委員5名のうち、皆様全員のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをお知らせいたします。

続きまして、事務局ですが、家庭支援課長をはじめ、家庭支援課の育成グループおよび相談支援グループと子ども家庭センターの所長が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配布資料とともに皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定としております。ただし名前は記載いたしません。あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、以後の議事進行ですが、農野ワーキンググループ長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

＜ワーキンググループ長＞

それでは早速次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は4点ございます。終了時間は15時30分を予定しておりますので、できるだけ多くのご意見をお聞かせいただきまして、皆さん方のご協力をお願いしたいと思います。それではまず議題の一番目ですが、里親等委託や施設での養育が必要な子ども数の見込みについて、まず事務局さんの方からご説明をよろしくお願いいたします。

＜事務局＞

それでは説明いたします。まず皆様の資料のお手元の資料1をご覧いただけますでしょうか。前回、合同ワーキングを開催いたしました際、代替養育を必要とする子ども数の見込みというところを議題として上げておりまして、国の方から、見込み数を出すに当たって四つの手順が示されております。

すなわち①の、まずは子どもの人口の推計を出していくということ。②番としまして、その中で代替養育、これは里親であれ施設であれ、あるいは児童自立支援施設、あるいは児童心理の施設とかですね、そういった代替養育を必要とするすべての子どもの見込み数を推計しなさいと、これが前回のワーキングまでに進めたところということになっております。

本日はまず③以降ですが、代替養育を必要としている子ども数の見込みの中から里親等委託が必要な子ども数を出しなさいということが言われております。

それにつきましては、国から2つの算式が示されております。この２種類の算式を使いまして数値を計算するということが言われております。こうして③によって算出しました里親委託が必要な子ども数を②の代替養育が必要な子ども数から減じまして、それが④の施設で養育が必要な子ども数の推計としなさいということが言われております。

この③で言う算式なんですけれども、この資料の中ほどに記載しておりますので紹介します。2つの算式は似通ているんですが、代替養育を必要とする子ども数に、里親委託が必要な子どもの割合をかけなさいということが言われております。それが里親等委託が必要な子ども数であると。この里親等委託が必要な子どもの割合を出すに当たりましては、その下にあります、現に里親委託されている子どもの中で代替養育を必要とする子ども数に占める割合。一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合。現に施設に入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合。この三つの要素を加味しなさいと。とりわけ施設に入所している子どもについては、乳幼児につきましては乳児院に半年以上措置されている乳児の数、それから児童養護施設に入所している子どもで乳児院から措置変更された子どもの数、それから児童養護施設に1年以上措置されている子どもの数、こういったところを機械的に当てはめてその割合を算出しなさいということが言われております。学童期以降につきましては、三つの要素が一つになりまして、施設に3年以上措置されている子どもの数を割合として考えなさいということが言われております。

こういった形で実際の入所している子どもの中から里親等委託が必要な子どもの割合をこの条件のもとに機械的に算出しなさいというのが算式1になっております。

一方で算式２につきましては、途中まで同じ条件になっておるんですけども、施設の中で里親等委託が必要な子どもの割合を考えるに当たりまして、現に施設に入所している全てのケース、あるいは一部のケースのうち里親等委託が必要と思われる子どもの数を算出しなさいと。すなわち機械的な算出ではなく、一つ一つのケースを見ていって、本来この子がどこに措置するのが望ましいのかというところを考えた上で数字を算出しなさいというのが算式2になっております。

資料を1枚めくっていただきますと、新しい社会的養育ビジョンの中で、国から示されております里親等委託率の目標値のうち、乳幼児につきましては75％以上、それから学童期については50％以上ということが言われておるのですけども、その算出方法について記載をしております。国の考え方、この75％以上の国の算出の仕方なんですけども、この資料の答囲いの中にありますように、母数として、要保護児童数、これは里親等委託ということで里親とファミリーホーム、それから、児童養護施設、それから乳児院を母数として考えますと。分子としまして、里親等委託児童数ということで里親とファミリーホームの数を据えます。

乳幼児につきましては、実際に里親に委託されている子どもの数、それから乳児院に入所している子どもの数、児童養護施設に入所している子どもの数、これらを足し合わせて数字を算出しております。これが母数というところになります。

それから乳児院に入所している児童と児童養護施設に入所している児童、この二つを先ほどの算式1に当てはめまして、三つの条件で数値を絞っております。

一つ目としまして乳児院6ヶ月以上、それから乳児院から児童養護施設に措置され措置変更された子ども。児童養護施設に1年以上の長期にわたって入所している子ども。これらの方々が里親委託が可能であると仮定しまして数字を算出しております。これらの数字と、それから実際に里親に委託されている児童数、この二つの合計値を分子に据えまして、計算をすると。なお、マイナス500人とありますのは、これは特別養子縁組の予想を加味しておりまして、これらを計算しますと75％というふうに国において算出されております。

国の算式につきましては、算式１を適用した上で、こういった数値が示されているというところをご認識いただければと思います。

では、実際にこれを大阪府に照らし合わせた場合にどうなるかというのが次のペーパーになっております。まずは算式1になります。昨年度、大阪府の子ども家庭センターで行いました要保護児童の、平成30年1月時点に措置されている子どもの調査がありますので、その調査をもとにしまして、まず乳幼児を計算します。

里親に委託されている乳幼児58人。乳児院に入所している乳幼児が125人。児童養護施設に入所している乳幼児が176人と、合計が359人ということになりますので、この数字が分母ということになります。また、乳児院に入所している125人と児童養護施設に入所している乳幼児176人の中で、乳児院に入っている子どもであるとか、1年以上入所している子どもであるとか、措置変更された子どもとか。こういった数値を積み上げていきますと、230人という数字が出てきます。この230人と、今、現に里親委託している乳幼児58人を足しまして288人。これが分子の数字となりまして、これで計算しますと、乳幼児につきましては約80％という数字が算出されます。

学童期以降につきましては、（１）から（３）を児童養護施設に3年以上措置している子どもということに置きかえまして計算をします。これで計算しますと約67％という数字が算出されますので、算式１を活用しますと、国が乳幼児75％、学童期が50％と言っているのに対して、大阪府は乳幼児が80％、学童期につきましては約67％という数値が算出されるということになります。

もう1枚めくっていただきますと、今度は算式２です。先ほど申しましたように算式２つきましては、実際に施設等に入っておられる子ども一人一人のケースを見ていきまして、その子が本来どこに措置されるのが望ましいかということで考えていくことになります。こちらにつきましては昨年度実施しました平成29年度1年間で措置した全ての児童、これが514人いるんですけども、この子たちが全て里親等が整備されているという前提のもとで、本来どこに措置するのが最も望ましいか、ということで数値を算出しております。里親それから乳児院、児童養護施設、これらが最も望ましい環境であると考えられたケースが全部で322ケースありまして、それらのケースを年齢ごとにそれぞれどこに措置するのが望ましいかという割合を算出しております。これで算出しますと、0から2歳につきましては72.3％、3歳から5歳につきましては53.4％、6歳から17歳につきましては48％。

総じて59.6％という数値がサービスされます。

ですので、こちらの方は比較的、国の方で言われております数値と近しい数字が出てくるというところになっております。それで算式１、それから算式２の2種類の数値を明らかにした上で、数値としてはこの算式２が国の言っている考え方に近しいのではないかというところで、この後の検証を進めていきたいと思っております。

1枚めくっていただきますと、この算式で出てきた数字に基づきまして、里親等委託が必要な子ども数、それから施設で養育が必要な子ども数というところを算出をしております。

資料の中ほどに、前回のワーキングで抽出しました見込み数、この見込み数につきましては、代替養育の全てですので、里親も施設も、それから児童自立とか児童心理とか、そういった数値が全て含まれております。今回里親委託率を計算するに当たりましては、分母から児童自立、それから児童心理の数値を除く必要がありますので、その数値から、児童自立それから児童心理の数値を除いております。

その数値に、先ほど言いました、０歳から2歳、3歳から5歳、6歳から17歳それぞれの割合を掛けまして、里親等委託が必要な子ども数というところで、合計のところ747から始まります数値をお示ししております。

ただ一つ、今回のこのワーキングの中で皆さんにご認識いただきたいのが、ここでお示しした数値といいますのは、これはもう里親等の整備が全てなされているという前提のもとで子ども一人一人のニーズを見ていって、本来望ましい数字がこの数値であるというところになっております。実際に我々がこの行政計画を策定していく中で定めるべき目標というところにつきましては、これは里親のニーズ、需要面だけではなく、実際に里親をどこまで整備していくことができるかという供給面ですね、これらを踏まえ目標値を設定していく必要があります。

ですので今日、皆さんとの共通認識にしたいと思っておりますのは、資料の一番最後になりますけども、先ほど算出しました子どものニーズから見て望ましい数値、744人から始まりまして729人という一番上のグラフとですね、それから、今現在、我々がこの第二次の計画で目指すこととしている里親委託の子ども数というところの数字があります。これが平成31年の236人から始まりまして、平成41年までに415名まで増やしていくという目標を、現在設定しています。そもそもこの目標につきましては、施設の本体施設とそれからグループホーム、それから里親、この割合を将来的に平成41年までに1対1対1の比率になるように、という当時の国の考え方に基づきまして、数値を計算しております。

そのときに掲げた目標の通りに進んでいきますと、平成41年までに415名というところを目指していくというのが現在の計画になっております。

今回、我々が設定する行政計画の目標としましては、この第二次計画で掲げていた目標が、今後、フォスタリング等の取組みが進んでいく中で、この目標値をどこまで引き上げることができるかというところを慎重に検討していかなければいけないというふうに思っております。

ですので、本日の到達点としましては本来望ましいその数値に対して、我々がこの行政計画の目標値をどこまで引き上げていくことができるか。それは単に数値だけの話ではなくって、この里親等の取組みですね、これをどういうふうに進めていくかという政策面の話もあわせて今後慎重に検討していくというところを皆さんの共通認識にしていきたいというふうに思っております。

本日はそういった部分で、この考え方等についてのご意見でありありますとか、今後そういった目標値を検討していく上での留意点でありますとか、そういった観点でご意見の方いただければと思っておりますので、ご審議の方よろしくお願いします。

＜ワーキンググループ長＞

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局さんの説明につきまして、何かご意見をちょうだいしたいと思いますが、いかがでしょうか。

＜委員＞

質問というより感想というか、意見になろうかと思うんですけれども、国が示した算式で出している数なので、そこに何か言うことはできないんですが、根拠が在籍年数だけなんですよね。子どもが乳児院に半年以上とか、養護施設やったら3年以上とか、在籍年数だけで、里親委託が必要かどうかを判断できるのだろうかっていう疑問が一つございますので、先ほど計算式の中で、量的にも質的にも十分な里親さんが全て揃っているという前提で、この計算をしているっていうことだったんですけれども、やはり子どもの側にも、子どもとか保護者の側にも、多分事情というのが、里親さんの状態が万全であっても、子ども自身が里親委託を望んでいなかったりとか、保護者の方がですね里親委託を望んでないとか、在籍年数だけで委託できるかどうかとか仮定するのはちょっと無理があるかなと思ったんですけど、そのあたりはどのように理解したらいいでしょうか。

＜事務局＞

ご質問ありがとうございます。ご指摘のように機械的に算出すると、その子どもの状態がどうであるかとか、子どもの希望がどうであるかとかっていうところはやっぱりなかなか反映されないと。算式１で計算をすると、そういった形での機械的な計算になると。

算式2の方は本来望ましい措置先がどこかと、その一つ一つのケースを見てということになっておりまして、今回の、我々がお示しをした数値っていうのはこの算式２の方で計算しております。

とはいいながら、おっしゃるように里親の数が全て満たされたとしても、子どもの最善の利益っていう中で、その子どもが本当にそれを望んでるかとか、そういった部分の取組みをやっぱり一緒に取組んでいかなければいけないと思っています。ですので、出てきた数字に対して、やはりどこまでを目標として据えられるかというところにつきましては、そういった子どもの意見を聞いていくとか、そういうところも含めて一緒に考えていくべきことかなというふうに思ってます。

＜ワーキンググループ長＞

在籍人数等々の数字の根拠が、例えば施設に入所している子どもたちの実態調査の中から平均的な数値なのか、あるいは理念的に3年とか切っているのか、その辺が私もよく知らないんですけども、特に大阪府さんでは実際のケース一つ一つを吟味しながら計算を行ったものを採択するということなんで、非常に丁寧にしていただいてるというふうに思うんです。ただ、今おっしゃったように、保護者の事情であるとか、子どもさんの思いであるとか、その辺がケース一つ一つ御検討されるときにどのように反映されたのかというようなこともぜひ、一度どこかでお話しいただけたらというふうに思っています。

今、国がこういう算式を決めてですね、全国的にやりなさいと。実はこれ、答えがあるようでない世界ですね。その中で、国が答えはこうだというふうなことを言って示しながら、あとは都道府県で検討しなさいという宿題をいただいてるわけなんですけども、答えが本当に正しいかどうかの検証ですよね。あるいはその答えの後に何が起きてくるのかといったことをやっぱりしっかりと考えていく必要があるんだろうなというふうに思います。だから、今おっしゃっていただいたように、委員がご指摘いただいたように、そもそもの答えのね、その根拠みたいなものが説明責任としては必要なのかな。

＜委員＞

確認というぐらいの話なんですけど。里親が必要な子どもの割合ということが書かれているんですけど、例えば僕は母子生活支援施設なんですけど、例えば母子生活支援施設を活用した形で里親の必要数を算出していくに当たっては、全体の総数が減るというふうに考えたらいいんでしょうか。

＜事務局＞

ご質問ありがとうございます。母子生活支援施設を活用することによって、子どもがそちらに助けていただくことになると、それによって措置しなければいけない子どもが、そこに至らずに済むという部分もありますので、それが数字に反映されていくということになるのかなと。だから母子生活支援施設に入った子どもの数が、里親委託数に直接何か影響するというところではないですけども、間接的に、里親とか、児童養護施設に措置される子どもが未然に防止されるというようなところで、影響するかなというふうに思います。

＜委員＞

国ももちろん本当にそれでいいのかなと思っておられると思います。目標管理制度というふうなことをやるとか。前の計画の数字のとき、いろんなことがあり、数字を見なければいかんということで、ある程度そうだなというようなことですね。

＜ワーキンググループ長＞

そうしましたら今日は議題がまだございますので、具体的な施策の辺りのお話に移らせていただいてよろしいでしょうか。

そうしましたら里親等への委託の推進に向けた取組みについて、こちらの方も事務局さんの方からご説明をお願いいたします。

＜事務局＞

それでは皆様のお手元の資料2をご覧いただきますでしょうか。先ほどもお話をしましたように国が言っている算式に当てはめた数値を今、お示しをさせていただいたんですけども、これはあくまで数字上の話になっております。実際に目標値を考えていくに当たっては、その施策を一緒に考えていく必要があるかと思っております。この資料にも書いておるんですけども、国の要領におきましても子どもに対する具体的な措置については子どもの最善の利益の観点から行われるべきものであると、里親委託の数値目標達成のために機械的に行われるべきものではないということが言われておりまして、里親委託を推進していくに当たりましては、単純にその里親の数だけを確保すればいいというところではなくって、その質の向上でありますとか、それから積極的な委託の推進とか、そういったいろんな取組みをパッケージで展開していく必要があるかというふうに思っております。

ですので、そういった様々な目的と方向性を持った具体的な取組みを、総合的かつ計画的に進めていく必要があると、さらにそれに加えて、今、国の方でも言われておりますフォスタリング業務を積極的に展開していく必要があるというふうに考えております。

この資料2において整理をしておりますのは、そういった形で里親への委託を推進していくに当たっての取組み、今現在やっております取組みとか、今後と取組むべき事項というところを体系的に整理をしております。大きな目的としましては先ほども言いましたように里親の数を増やしていく、それだけではなくてその下にあります里親の専門性を高めていく取組み。それから里親に対して、積極的に委託を推進していく取組み。委託しておしまいということではなくて、そういった里親の活動を支援していく取組み。こういった取組みが総じて必要になってくるかなというふうに考えております。里親の数をふやすということでありましたら、その方向性としまして、里親制度に関する広報啓発、こういった取組みを里親会でありますとか、里親支援の専門相談員とか、あるいは市町村、こういったところと連携をしまして、シンポジウムの開催でありますとか、市町村の広報誌等による広報であるとか。あるいは市町村職員、民生児童委員、そういった方々との研修機会の確保、こういったところで取組みを進んで進めていきたいというふうに思っております。

その下にあります里親の開拓という部分につきましては、このフォスタリングの取組みとあわせまして開拓を進めていきたいと思っております。

里親への専門性の向上につきましては、研修になるんですけども、この研修も様々な研修のやり方がありまして、例えば一番上にあります里親への養育スキルを向上していくような研修でありますとか、それから、民間の持つ施設でのスキルやノウハウを共有していくとか、経験豊富な、養育里親経験者を専門里親にステップアップしていくための研修であるとか。そういった様々な切り口の研修が考えられます。

里親への積極的な委託という部分につきましては、子ども家庭センターの方で措置等を検討いただくんですけども、新規措置のタイミング、あるいは、乳児院に入所している児童の早期の措置変更のアセスメント、施設に入所されている児童の措置変更といった観点からのアセスメントというところが必要になってくるかなと思いますし、それとあわせまして、保護者の理解促進や適切なマッチングの推進、こういったこともあわせて考えていく必要があるかと思っております。

里親活動の支援につきましては、現在受託している里親や支援強化という中で、例えば里親ご自身のレスパイトであったりとか、安全確認のチェックリストの活用でありますとか、あるいは、里親支援の様々な関係機関のネットワークを構築していく中で、里親への取組みを支援していくというところも必要であるかと考えております。こういった取組みをより効果的、効率的に行っていくためにも、今後、必要になってきますのが、資料の右側にあります里親支援事業と書いておるんですけども、フォスタリングの取組みというところが鍵になってくると考えております。

こちらの方は、里親リクルートから始まりまして、委託後までの一貫した支援というところを展開していきたいと思っておりまして、従来からのやり方に加えて、Ａ型とＢ型。すなわち、Ａ型の方が広域型の里親支援、Ｂ型の方が地域型の里親支援といった形で二層構造で展開をしていきたいというふうに考えております。具体的なイメージとしましては資料を1枚めくっていただき、広域の形の里親支援、それから地域レベルの里親支援の2種類を記載をしております。広域型の里親支援機関につきましては、児童相談所の館内をベースにしまして、順次、広域で取組みが進んでいくように整備をしていきたいと。Ｂ型の里親支援機関につきましては、今国の方から言われております施設の多機能化とかですね、そういった中で施設の中で、施設の子どもたちを見る里親といいますか、施設の里親を確保することによって子どものショートステイでありますとか、レスパイトでありますとか、そういったことを相互に施設と里親との間で展開していくことによって、地域レベルのこういったフォスタリングっていうところを展開していただきたいというふうに考えております。

こういった広域のフォスタリング、それからＢ型の地域レベルのフォスタリング、こういった2層構造を今後本格的に進めていきたいというふうに考えております。

次のページにありますのは、そういった展開を今現在、直接子ども家庭センターが里親を支援しているところを、間に里親支援機関が入っていって、最終的には里親新機関を中心に展開していくというところを段階別に記載しております。

現在の状況としましては、資料を1枚めくっていただきまして、大阪府における里親家庭の包括的支援についてというペーパーをつけておりますけども、Ａ型につきましては、平成27年度に池田こども家庭センターの管内でモデル事業を実施したことを皮切りにしまして、27、28、29、それから今年度に至るまで、池田、東大阪、岸和田、吹田、それぞれの子ども家庭センターの管内で、展開というところを進めてきております。今後、中央でありますとか、それから富田林でありますとか、こういった部分に展開していくことによりまして、全ての管内にこのＡ型のフォスタリング機関を位置づけるというところをしていきたいなというふうに思っております。

それとあわせまして、Ｂ型の地域型の里親支援機関につきましては、今後施設のヒアリング等をしていく中でですね、その施設の方にもこういった役割を担っていただきたいというところを進めていきたいというふうに思っております。

最後に参考としておつけしておりますのが、第二次計画の目標の達成状況というのをつけております。先ほど議題1で数値の話をさせていただきまして、この第二次計画の目標が進んでいけばという前提でのお話をさせていただいたんですけども、第二次計画は平成27年度から平成31年までの5年間が第1期ということになっておるんですけども、31年度の目標にめがけて委託率っていうところは伸びてきているという実情はあります。ただその割合というところがなかなか平成31年度までに例えば16％とかっていうところにたどり着けるかというと、なかなか難しい状況でもあるかなというところでは考えております。ですので、今後、大阪府の目標値を設定していくに当たりましては、こういった現在の計画の進捗状況というところも見ながら、検討していく必要があるかと思っております。

里親に関する施策の説明については以上ですが、こういった里親への取組みを推進していく上での課題でありますとか、今、現場で生じている問題でありますとか、あるいはこれからフォスタリングを展開していく上で留意すべき事項とか、そういった観点でご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。先ほど里親の委託の推進に向けてですが、委員の先生方のご質問或いはご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

＜委員＞

里親の話の中で常に出てくるんですけども、里親担当がですね、ひどいときにはもう毎年交代するという話が毎年のように出てきまして。里親担当が変わるということは、また1から新しい人が自分の管内にどんな里親さんが居るのか、どんな家庭なのかという引き継ぎはもちろんされてると思いますけれども、しかし実際にやっぱりわからない。そういう意味ではですねコロコロ変えないでほしいという。

できれば複数おれば、例えば1人が他へ移っても、もう1人が残るといいましょうか、そうした体制というのも、もちろん予算がかかってくることですから、厳しいということもわかっておりますけれども、そうした里親担当の確保というんでしょうかね。固定型といいましょうか、そうしたことをぜひ検討してほしいとお願いしたいと思います。

＜事務局＞

里親担当がコロコロ変わって相談がしづらいとか、いろんな里親に関するソーシャルワーク、継続性ですとか専門性とか、やはり子ども家庭センターの中にしっかりと根づかせていくっていうことも大事かなっていうふうに思っております。

児童虐待に関して、目黒の事案もありまして、緊急総合対策が国の方で7月に出まして、年内に児童相談所の体制強化プランを策定される予定ですので、そんな中でさらに、児童相談所の体制強化を手厚くしていく。その中の一つに、市町村の支援のための職員ということもありますし、それに加えて里親担当者を各児童相談所に2名程度配置ができるような形、児童虐待対策とも連動してっていう感じなんですが、全体で強化策が示されていく予定となっていますので、それらの動向を見ながら府としても児童相談所の体制強化をどうしていくのかっていう中に、できるだけそういった中身を組み入れた形で検討はしていきたいなっていうふうに考えておりますので、人事要求とか、これからまたしていくところですので、そのあたりも含めた体制強化っていうことがやはり必要であるのかなというふうには考えています。

どの時点からどのぐらい体制強化ができるのかっていうことと、どういうふうな業務分担というか、100％役割分担の中で強化していけるのかとか、そのあたりはまた子ども家庭センターと府庁の方で相談しながら進めていきたいなというふうに考えています。やはり里親委託を推進していくためには、先ほど言いましたような、里親、ソーシャルワークも含めた全体の体制強化ですとか、職員の資質向上とかも含めた体制強化が必要になってくると思いますので、そういったご意見も踏まえまして検討していかないといけないなというふうに感じております。

＜委員＞

ちょっと質問したいことがあるのですけれども。

一つ目が、里親の開拓活動についてなんですけれども、養子縁組里親さんとか、養育里親さんをふやすような内容なのかなというふうに見受けしたんですけれども、日本以外の里親委託が主流の国って、親族里親さんがすごく多いんですよね。親族里親さんの開拓であったりとか、親族、今親族として育ててらっしゃる方へのアプローチについて、市町村との連携の中で、親族里親という制度をもっと知ってもらうような活動みたいなのは、大阪府さんとしては考えていらっしゃらないのかどうなのかっていうのを一つ。

二つ目が、里親の専門性を高めるのところで研修による専門性の向上を挙げてもらってるんですけれども、すでに委託後、あるいは登録後の里親さんを対象としているものだと思うんですが、例えば認定前研修のあり方についても、これから里親委託を推進していこうという流れの中で里親になるハードル自体は下がってきているように思うんですね。共働きでもＯＫになったりとか、単身でもとか。けれども、その里親になるハードルが下がってきている一方で、里親さんを必要とする子どもの支援ニーズっていうのは、別に簡単になってきているわけではないので、そのあたり認定前研修がこれまで通りでいいのか、どういう子どもさんが来るのかっていうような、認定前からの里親さんの意識というか、その数を増やしたいっていう。ちょっと矛盾するかもしれないんですけれども、そのあたり、どのようなアイディアというかお考えがあるのかっていうのが二つ目です。

三つ目が、里親さんのトレーニング事業とかはどうなるのかなっていうのが質問で、適切なマッチングの推進の中で未委託里親の状況把握とアセスメントってあるんですけど、状況把握と、アセスメント、多分、今後委託を受ける気持ちがあるのかないかの状況把握とかアセスメントだとがここであると思うんですが、それだけではなくて、本人は受託する気持ちはとてもあるんだけれども、何らかの理由で委託できていないのであれば、乳児院さんとかと協力をして、未委託里親もトレーニング事業とかに入ってくる具体的な取組みとしては、というのが三つ目です。

四つ目が、先ほどの委員の御指摘等も少し重なるかもしれないですけれども、その里親支援体制を整えていくにあたって、持続可能な支援体制にしていかないと包括的支援っていうのは意味がないよなと思って。最後にご紹介いただいた資料で、状況および計画のところでいろんな助成金、28年度から30年度の複数年度のものもあれば、単年度の助成金とかもあると思うんですが。これ、助成金が取れなかったらもうできないのか、次の年からってなると、なんか前の年までは支援が手厚かったのに次の年から支援が急にできなくなるとか、そのあたりの持続可能な支援体制作りについて、予算も含めたところでどういう展望があるのかっていうのをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

＜ワーキンググループ長＞

親族里親という制度をどのように活用される、そういうご予定はあるかどうかということですねまず一点目。里親さんの専門性の向上のための研修の中で、認定前研修も視野に入れて、そういうふうな手当をするべきだということ。未委託里親さんへのトレーニング事業について、こちらの資料2では、状況把握、再アセスメントでの実施となっているんだけれども、トレーニングなんかはいかがですかということですね。あと4番目は、持続可能な体制を整えるという点についてのご質問だったと思うんですけども。

＜事務局＞

親族里親のところですが、委員がおっしゃるように、海外では親族里親の活用をかなりされていて、日本では、親族がすでに親御さんが何らかの理由で育てられなくなった場合に親族里親を利用しないですかみたいなご相談があって、それならこの条件だったらできますねとかいう感じで始まっていくケースが実態的には多いのかなっていうふうには思います。とはいえ、親族里親制度を広く周知していくっていうところはまだまだちょっと不十分かなと思っているところはあるかなと思いますので、そういったところも意識しながら、施策を進めていく必要性があるというふうに思います。親族ということで、子どもたちにとっても以前からなじみがあり、子どもが生活しやすい。良い点もたくさんあると思いますので、そのあたりはこれから考えていく上で私たちもちょっと取り入れて行きたいなっていうふうには思っています。

＜事務局＞

認定研修につきましては、こちらについては、里親になるために義務的なそれを受けていただかないと、認定できないという仕組みの中でカリキュラムが組まれている。これにプラスして、もう少し、スキルとか技術とかを身につけていけるのかという点も、すごく重要なご指摘かなと思いますので、そのあたりも含めて、継続していきたいなと思っております。トレーニング事業というところまではいっていないですけれども、まず子ども家庭センターと、フォスタリング機関と連携して委託が十分されてない里親とか、情報収集をきちんとして、ご家庭の状況とかを聞きながらマッチングを進めていくとか、そのあたりも大事な視点かなっていうふうに思っています。

ちょっと最後の持続可能なものにしていくためのものとして、これまで大阪府独自でといいますか、民間資金の活用も積極的にした中でこういったフォスタリングを展開してきているという経過があるんですが、この間、かなり国の方も里親の事業については拡充させるための予算を拡充してきているので、持続可能という意味ではなるたけ国事業の中で、実施していくと。その中には、もちろん大阪府の負担も必要ですので、それはやはりきちんと予算をしていって、民間の方にご負担いただく部分はそれでまたお願いしつつも、できるだけ恒久的に財源を確保していく必要があるのかなっていうふうに思います。

＜事務局＞

技術的なところを少しご説明させていただきます。

親族里親についてですけれども、年に1回子ども家庭センターの里親担当が、市町村の子育て相談の担当者向けに研修会、関係機関向け研修会というのも行っておりますし、府全体としても市町村向けのスキルアップ研修の中でも里親についての項目というのを持っておりますので、その中で、はぐくみホームや養育里親に加えて親族里親についてもご説明させていただいております。ただ市町村の方もまだまだ里親について理解というのはまだ追いついていない状況ですので、毎年毎年繰り返し行っておりますし、広報啓発というとこで市町村とのタイアップというのは必須なんですけれども。その中で市役所に行く中で、制度を説明し、それとともに、市町村と子ども家庭センターと一緒に里親について広報やりませんかっていう話を、どんどん子ども家庭センター、それから里親申請も相談員の先生方と一緒に地域型というところで進めている状況ですので、じわりじわりと親族里親についてはご理解いただいているかなというふうには思いますが、重要な視点だと思っておりますので今後も進めていきたいと思います。

研修についてですけれども、今年度はフォスタリング機関でありますキーアセットと、それから、つむぎの方で認定前研修を実施しておりますが、施設自身も含めてやっておりまして、その中で、もちろん時代の変化とともに子どもが抱える課題について、愛着についての課題を抱えている子どもについて、具体的な事例を盛り込みながら、毎年バージョンアップしながらしている状況ですが、特にご指摘のところも配慮しながら行っていきたいと思います。

里親のトレーニングについてですけれども、新機関のつむぎですと子どもたちがそこで生活しておりますので、いわゆるボランティアのような形で、未委託里親さんも乳児院の方に来ていただきながら、そういう社会的養護の下で暮らす子どもたちと関わることで、自信に加えて、未委託の状況でもそういったトレーニングをしたりとか、そういう形態をとらせいただいているところもございます。

＜委員＞

私の方から教えていただきたいんですけども、今、子どもを養育したいんだという親御さんがおられて、施設、里親と選択肢があって、どうされますかと保護者の方にお伺いし、里親さんも考えてみようかな、いや私は里親では困るとか、そういうやりとりの中で、保護者も了承しているので里親さんにっていうふうな形なんですよね、きっと。それは今後も変わらないんですか。

何が言いたいかというと、里親さんに委託するのが妥当だという判断をするときに、誰が判断をするのかということと、判断したことをきっちり担保できるだけの何か、そういうアセスメントをする、そういうツールがあるのかどうなのかっていうことなんですね。子ども、当事者、そして家族としてみたら、「誰がどの施設に」に加え、「どの里親さんにお願いするか」ということは、当事者にとってはやっぱりきちんと説明をしていただきたいだろうと思いますし、子どもの人生を考えると、その入口の時点ですよね。里親さんが妥当であるという、そういう判断の根拠になるようなものが今あるのかどうか、そしてマッチングに関しても、どの里親さんにするのかということについて、例えばこういう里親さんのファイルがあってね、こんな里親さんが居てはるんですわって、親御さんどうされますかっていう、そういうことができるのかどうなのですよね。当事者が判断する情報と、その判断の根拠になるようなものがきちんと説明責任として担保できるだろうか、というあたりについて現状を踏まえて教えていただきたいんですけれど。

＜事務局＞

現場のワーカーの動きを見てますと、まず基本的に里親委託できないかっていうことから入っています。ただ、まず子どもを保護して、子どもさんを預けたいんだけどっていう相談は最近少なくなっていますので、どちらかというと何らかの理由で、虐待等の理由で保護するというところから入ることがございますので、どうしてもそのときには子どもの状態像であるとか、家族の状態像であるとか、保護者の思いであるとか、先にそっちのアセスメントから入るということになりますので、子どもを養育できないから施設である程度は好きにしたいという相談はもうほとんどなくなってきているという現状の中で、まず子どものアセスメントから入るというのが現状かなと。

その上で家族、子どもの双方の状態がわかった時点で基本は里親委託できないかをまず検討しろというのが子ども家庭センター全センター同じようなスタイルになっています。ただ実態上、里親さんの数を急激に増やすということは非常に難しい中、選択可能な里親さんをイメージしながら、マッチングしていくというのが現状でございます。当然6センターの里親担当者は、自分のところの里親さんで委託可能な里親が誰か、というのは全部掴んでますので、それは里親担当者間で情報共有は日頃から行っていますので、いわゆる選択できる、マッチングできる里親さんの対象がそんなにないという状況の中では非常に限られたマッチングを行っているというのが現状でして、養子縁組を前提としますと、愛の手であるとか、そういう形で家庭養護の力もお借りしながら、全国でマッチングを行うという形になりますので、ちょっとシステムが違いますけれども、そういう形で実務的には行っているというふうにご理解いただけると大変ありがたいと思います。

＜委員＞

取組みの中でとにかく今のところ、どう考えても里親さんが不足しているというのが、もう辛さもこれだと思います。やっぱり子どもと、保護者との希望通りになかなか行けない、最も希望している生活の場にはなかなか行けない、施設に措置するにしたってそうだと思うんですが。今、事務局が言われたように、まず里親からというのはわかりますし、そのような形でケースワーカーの方々と話してもわかります。その中で、だいたいやっぱり半分ぐらい里親にうまくいける、あと半分がなかなか里親にはお願いできない。その中の最たるものが、やっぱり不足で持っていくところがない。それで今も言われたように、保護者の同意がないとかいうようなことも、我々も部会でいろんな形で勉強したりね、調査をしたり、やっぱり厚労省に持って行くのでも現場の調査もしなければならないんだよね。

もうちょっと、先ほど最初に委員が言わはったように、センターのことをですね、非常に協力を得たいというようなことを里親さんは求めてはるわけですよね。だからそんな中でもちろん人数のいたずらもあります。人員不足のいたずらもあるかもわからないけれども、担当者がどんどん変わると。

我々施設の里親支援相談員だって、やっぱりセンターとうまく連携をとってやっていくのやったら、動きやすいんですよね。施設も、フォスタリングであったり、この辺のことを進めていこうというような形で、きっとそっち側に移行していきますよ。Ｂ型は特にどんどんとできていったら、うまく進んでいくん違うかなと思うんですけどね。

施設も積極的にリクルートから、里親と一緒になって連携する、これはもう子どもの最善の、生活にいいことはわかるんやけども、ちょっとまだまだ時間かかるん違うかなと。そこの中で、施設のテンションも下がらないようにうまく止めといていただいて。自家Cありきで、その中の施設なんていうようなことは、施設で働いている者のテンションが下がっていきますので、そういうふうな見方はちょっと。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。

たぶん僕は生まれてたと思うんですけども、かつて施設がいいか里親がいいかという、そういう論争がございましたよね。結局、結論としては一人一人の子どもにとって、里親の方がいいのか、施設がいいのか、それはしっかりと見極めることが大事であると、そういうあたりで落ち着いてしまっているっていうか、そういう結論だったというふうに聞いているんですけども。今の時代でしたらそれに加えてやはり当事者がどうなのかという、つまり、本人の思いや、あるいは家族の思いや、そんなものをどのように手続きの中に組み込むのかっていうこともすごく大事な要素になってるんだろうなと、私はなんとなく感じました。

もう1点が、例えば親族里親にしてもですね、祖父母は親の元に置いておいたら駄目なので引き取りたいと強く願っていても、親と祖父母の間で仲が悪くてですね。親がそもそもそういう里親のところに預けるっていうのを強く反対してるっていうケースがあったりして。そのときに、子どもを親族里親の元に預けるのかどうなのかっていったら、そういう技術的な問題や、現場ではいろんなケースが上がってきてるので、やっぱりケースバイケースで考えていくっていう大阪府さんの姿勢はやっぱり正しいというふうに思っています。だから制度をどう設計するかということもありますが、そこで、現在起きていることをどのぐらいうまくできるかというのが、今後の部会の議論に大事な要素になってくるのかなというふうな気がします。

＜委員＞

里親認定に関して、大阪はまだやっぱりハードルは高いですよ。高いというのは子どもにとっていいことだと思うんですよ。高すぎるとは思ってないんですよ。他の県の里親審議会の委員とお話しすると、そこは何か厳しいとか言うことを結構私は聞くのですけど、やっぱりそれぐらいしっかりとした里親さんを育ててほしいし、私は本当に期待を込めています。

だからしっかりとやっていただきたい。

＜ワーキンググループ長＞

ただ単に受け皿だけの議論ではなくて、やはりその子どもさんをどう育てられるか、あるいは親御さんに対してどう関わり、親御さんを育てられるかということが、里親さんも施設も問われているんだと思います。そういうところの力量を発揮してくださるような資源でいくっていうことがやっぱり一番ペースにあるんじゃないかと、そういう気がします。そろそろ次の案件に移らせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

＜委員＞

一点だけ。何回もすいません。

全然視点が違う質問なんですけれども、Ｂ型里親支援機関のプロジェクトなんですけれども、非常に面白いな、実現したらいいな、というふうに思いながら拝聴したんですけれども、施設の多機能化によって展開するということだったんですけれども、大阪府内には施設が一つもない地域もあろうかと思うんですが、そういうところはどういうふうに展開をする想定なんでしょうか。

＜事務局＞

当然施設のない地域もあるんですけども、そういう中で今少し動いてるところは、近隣の施設の方に包括的にみてくれないかというような形でマッチングをしていると。拠点をつくるのかどうかっていうことまではちょっとまだ行けてないですけども、やっぱり市町村においても地域作りをしたいという思いをお持ちなので、それに施設さんが協力していけるように促しているというか、一緒に連携をさせてもらえたらと思っています。

＜ワーキンググループ長＞

よろしいでしょうか。

そうしましたら3番目の案件に移らせていただいてよろしいでしょうか。そうしましたら事務局さんの方からご説明よろしくお願いします。

＜事務局＞

それではお手元の資料3をごらんいただきたいと思います。ここまで里親の議論をさせていただいたんですけども、引き続きまして施設のお話をさせていただきたいと思います。

資料の経過のところをご覧いただきたいんですけども、もともとこの第二次の社会的養護体制整備計画を策定したときには、国の方から「社会的養護の課題と将来像」という考え方が示されておりまして、平成41年までにですね、児童養護施設および乳児院の本体施設、

それから分園型小規模グループケアおよび地域小規模児童養護施設というような形でのグループホーム、そして里親とファミリーホーム、これらに措置される児童の割合を将来的に３分の1ずつにしていきましょうということを目標にしまして、各施設において「家庭的養護推進計画」というものを策定いただいております。

今回、平成28年に児童福祉法が改正されたこと、それからこの新しい社会的養育ビジョンが示されたことを受けまして、このときの考え方というのがガラリと変わっております。

ですので、今回、我々がこの社会的養育の計画をつくるに当たりましては、各施設においても、現在の家庭的養護推進計画、これを見直していただく必要があるというところになっております。これらの見直しに当たりましては、やっぱり施設の方に丁寧に説明をしながら進めていかなければいけないというふうに考えておりまして、前回のワーキングを開催したときに、１０月にヒアリングを始めていきますということをお伝えしておったんですけども、何を目的に実施していくのかとか、それをどのように施設の皆様に伝えていくのか、そういったところを検討しておりまして、このワーキングが終わった後に進めていきたいと考えております。

このヒアリングにつきましては、資料の中ほどに①から③まで記載をしておるんですけども、まずはこの新しい社会的養育ビジョンに示されております、施設の入所対象になる子どもでありますとか、求められる支援、今までは小規模かつ地域分散化というところを中心に進めておったんですけどもこれに加えて高機能化、それから多機能化、機能転換、こういった観点が新しく入ってきております。これらがどういうものを意図しているのか、そういった情報を正しく伝えた上で、平成41年度までにどのような方向性を目指していくのか。

そういうところを、大阪府と施設との間で共有していきたいというふうに思っております。

それとあわせまして、この家庭的養護推進計画を、国が言ってるビジョンを踏まえて具体的にどういうふうに改定していけばいいのかというところを、わかりやすくポイントとか、スケジュール、こういったところをお伝えしまして、検討の開始を促していきたいというふうに考えております。それとあわせまして、ビジョン自体はもうすでに施設の方にも伝わっておりますので、今現在のお考えといいますか、こういったところをニュートラルに話ができればなというふうに思っております。

ヒアリングの実施方法ですけども、児童養護施設、それから乳児院に対して、個別に訪問するという形で行っていきたいと思っております。下にはスケジュールを書いておりますけども、順次、ヒアリングを開始していきまして、今年度中にできれば見直しの案の作成、来年の夏ぐらいには各計画の見直しを完成していただきたいというふうに思っております。

ビジョンの考え方につきましては、本日の資料の後ろに参考資料という形で、国からの通知をつけております。この中で国の考えておられる多機能化や機能転換、そういった考え方が記載されるとともに、そういった整備をしていく上で使える補助メニューとかですね、そういったところが示されております。それに加えまして、やはり家庭的養護推進計画をどういうふうに見直していけばいいのかっていうところですね、施設の方々にわかりやすくお伝えできるように、この資料3の後にですね、参考という形で例というのをお示しをしております。

これはですね、第二次の計画を策定しましたときに、各施設におきまして家庭的養護推進計画を策定いただくに当たりまして、雛形を我々の方からお示しをしておりまして、それを今回の見直しに合わせて整理したものになっております。このペーパーの中ほど、四角に書いておりますように、これにつきましては、大阪府所管の児童養護施設、それから乳児院において、今後、施設の高機能化とか機能強化ということを検討していただく際の一助になればという思いで作成をしております。

1枚めくっていただきますと、計画の目次になっておるんですけども、その下にポイントを示しております。現在、施設において定めていただいております計画につきましては、平成27年から31年までを第1期、平成32年から36年までを第2期、平成37年から41年までを第3期ということで、3期に分けて15年の計画を策定いただいております。

今回の見直しでは32年から36年、それから37年から41年、前期と後期の2期に分けていただいて計画を策定いただきたいと。それから、小規模化や地域分散化だけではなく、高機能化、機能強化といった観点でありますとか、人材育成の部分でありましたら、数の確保だけではなくって職員の育成、専門性の向上とか、働きがいのある組織作り、こういった部分につきましても、記載を充実いただければという思いで目次を示しております。

以降、3ページ、それから4ページにわたりまして、計画の目的でありますとか、各施設の概要。概要の部分では施設の沿革とか、基本理念とか、現状。こういったところ整理をいただきたいと。とりわけ、5ページですけども、高機能化および多機能化、機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画ということで今回のポイントを整理しております。今回のポイントということになるんですけども、前期と後期に分けまして、施設の概要、見直しの手順、職員配置の計画、こういったところ整理いただきたいというふうなところでお示しをしております。5ページの四角の下の方にですね、国の言う高機能化の観点としまして、①から④まで記載があるんですけども、生活単位の小規模化でありますとか地域社会との関係性でありますとか、それから、心理等の専門職、あるいは医療機関との連携、こういった部分が高機能化の観点になります。また、機能強化等につきましては①から③までありますけども、一時保護委託、それからフォスタリング、在宅支援とか特定妊婦とか、そういった支援の強化。こういったところが、多機能化、機能転換の観点ということになるというところをご説明しております。

こういった部分を、前期後期に分けまして、どのように展開していくのかというところ、施設におきまして、ご検討いただければということでお示しをしております。

それ以降8ページ9ページにおきましては、人材育成や子どもの権利擁護、それからアフターケアとか施設退所後の継続支援でありますとか、こういった観点で検討いただければということでお示しをしております。

これから我々が施設のヒアリングを進めていく中で留意しておかなければいけないこと、今回の見直しに対して今施設の方々がどのように受けとめておられるかとか、今後の施設にどういうことが期待されているかとか、我々が考えておかなければいけないことはたくさんあると思います。そういった部分で、こういった資料を見ながら、ご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。ご質問あるいはご意見をいただきたいんですが。

＜委員＞

これは施設自身が計画を出すわけですが、第二次の計画を出したときのものが、一期も終わってないんやけども、そのときになかなかイメージが理解できませんでしたよね。国からポンと出て、本当に混乱したことを覚えているんですが、それから比べたら、ある程度、今度は具体的なものが出てくるんじゃないかなと思うんやけども。

施設の小規模化とか高機能化、多機能化に伴う配置基準とかももちろん、機能とか役割が高まればそれに見合った人員配置基準になるという想定で組んでいくっていう必要性があるので、前期と後期それぞれに形があるかなと思うんですけれども。こういう体制であればケアができるっていうような、ちょっと想定も含めた形での計画も考えられるかなっていうふうに思います。国からも一応ケアが十分できるような配置基準にしていくっていうふうには聞いておりますので、また今後、必要に応じて示されてくるのかなっていうふうには考えておりますので。

＜委員＞

これを各施設の先生に書いていただくってことでちょっと施設の先生にはご負担をかけることになるかもしれないんですけど、人材育成とか人材確保法のところで、現状の施設職員さんの全員の勤続年数っていうか、何か一覧表とか、全部の施設に出してもらうことで平均勤続年数とかを把握できないか。この施設はベテランが多いなとか、職員集団の勤続年数がわかる情報があると、その小規模化の計画を立てる上で大事かなと思うんですね。

小規模化が進んできた中で、やっぱりどこの施設からも小規模化が進むとそのユニットリーダーがたくさん必要で、人材育成が大事だと。でもその一方で、職員がどんどん辞めていくとか、育たないで1年目とか2年目でリーダーしなきゃいけないっていうのはやっぱりちょっと小規模ケアの中で負担が重いっていうこと。職員がやめない環境作りっていうのは、子どもたちにとってのパーマネンシー保障という視点も大事かなと思うので、施設さんとしてどういうふうに計画を立ててるらっしゃるのかなっていうのが見えるとちょっと嬉しいなと思います。

＜ワーキンググループ長＞

今更こんなこと言ったら怒られるんですけども、今年の7月に出ている国の通知なんですが、この文面を読んでいますと、高機能化および小規模かつ地域分散化のあり方、という部分と、多機能化・機能転換のあり方っていう部分で二つに切り分けてますよね。

ということは、施設としてどちらかの選択をする余地があるという、そういうふうに考えてよろしいんでしょうか。

いろいろ見てますと、高機能化の中に心理職との連携、あるいは医療機関とも連携して子どもや保護者への支援を行うこと、と出てくるんですけども、これはもしかしたら多機能化の中に含まれるのかなという気がして。

要するに小規模の子どもさんを預かりながら、独立性と自律性を備え、職員のチームを構成し、地域社会との良好な関係性を有する、というあたりでですね、多分施設の先生方もそれだけでいっぱいいっぱいじゃないかなという気もするんですけど、国はそういうふうに切り分けてあるので。なんか住み分け方というか、それがもう一つ私の中ですっきりと来ないんですけどいかがですか。

＜事務局＞

私どもが理解している中では、基本的には多分両方。国としては施設そのものが、高機能化で地域展開を地域分散化をしていきましょうということと、新たに定員が当然、里親が進むので、減少していく部分が起こりますよね。そのときに施設の持っている人材をどのように地域展開に活用化していくかという形の中で、多機能化とかいう話だというふうに考えております。

＜委員＞

大切なことなんですが、最終やっぱり理事会を意識してあげてね。施設の機能転換とか、施設長も法人と連携をとってやりなさいよなんていうようなことを、先日も議論したんですけどね。施設長だけが決めるべき問題でもないしね、大きな法人やったら、最高責任者がそんなんいつ決めてん、とならないように。施設長さんが理事会の偉い立場の人に議論するのは難しいなとは思うので。そう思うと時期をね。理事会ってしょっちゅうやってはるわけじゃないですから。年2回から3回かな。

＜委員＞

市町村の策定要領の中に、市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援の取組みとして、４つ挙げられていて、最後のところで母子生活支援施設の活用について、ということが書かれてるんですけど、こういうふうに、乳児院とか児童養護施設は具体的に出てくるんですけども、その辺との連携とかも含めてですね、どういうふうに大阪府さんは、母子生活支援施設活用しようと思われてるのでしょうか。

＜事務局＞

ご質問ありがとうございます。

1回目の合同ワーキングでもお示しをさせていただいたんですけども、今回、もともと社会的養護の計画であったときから、社会的養育に変わってきております。計画が、社会的養育全般の計画に変わったことで、委員ご指摘いただきましたように、市町村からの取組みというところも入ってきておりまして、その中で母子生活支援施設についても検討していくということで考えております。

検討としましては、社会的養護のワーキングの、次回のワーキングで検討していきたいとは思っておるんですけども、やっぱり措置のその前段階として、そういったところをどのように活用していくかというところを検討できればというふうに思っております。

＜委員＞

今でも親子の再統合をしていたり、特定妊婦の支援とかも母子の施設でやってるわけで、そういうのが現実にありながら、今回の通知の中でも、児童養護施設とか乳児院には機能強化としてやっていくというのはあるんですけども、これには母子生活支援施設は含まれないというふうに、理解していいんでしょうか。

＜事務局＞

今ここに出てきています、7月6日付けの国の通知につきましては、児童養護施設や乳児院に対する通知ということになっておりますので、母子生活支援施設は対象にはなってないというところになります。

＜ワーキンググループ長＞

もともと世帯単位で入っておられるので、小規模化とか地域分散化というのはちょっと首をかしげる部分もあって、だからむしろ今母子生活支援施設でやっておられる様々な利用者さんへのサービスですよね、例えば法的な問題にも相談に乗っておられるとか。そういうものを地域の中で大事な資源として存在してるわけですから、それを例えば社会的養護の他の施設や里親さんがどう利用できるかっていう、そのあたりにも関わってくるのかなっていう気はします。また、施設さんによってはアフターケアにものすごく力を入れておられて、そういうアフターケアやリービングケア、そういう機能を里親さんにも活用していただくとか。何かそういう持っておられる機能をどう全体の制度の中で活用するのかって言ったら、そんな視点がまずは求められるんだろうなという、そういう気はします。

＜委員＞

地域に対しての支援というのも実際やっぱり各施設ところでやっています。我々も、結局は、対処するお母さんがたは子どもを連れて、地域に出て行かれるんで、その地域の関わりも深くなってくるし、またそれを含めた一般の養育されておられる家庭にも、支援の相談事とかも出てくるんで、それそういう意味では、もしできるのであれば、児童養護さんとか乳児院さんとも一緒に進めることもできるし。乳児院さんの考えである母子ホーム構想というのは、基本的に半年なんで、その半年後はどうするかとなったときに、いわゆる継続的な支援という点からいえば、母子生活支援施設の活用というのも含まれてくるのかなと思っています。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。他いかがでしょうか。まず次回の会議をまたよろしくお願いします。よろしいですか。

次の案件に移らせていただいて、もし何かありましたらまた戻ってご意見をいただく。もう一つ案件が残っておりますので、先にそれを説明させていただきたいんですがよろしいでしょうか。

そうしましたら4番目、特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組みについて、こちらも事務局さんからご説明をお願いいたします。

＜事務局＞

それでは手元の資料の4番をご覧いただきますようにお願いします。

大阪府における特別養子縁組の取組みについてご紹介したペーパーになっておりますけれども、こちらにつきましても、里親と同じようにフォスタリング機関ということで、資料の右側にあります公益財団法人に協力をいただきまして実施をしているところでございます。こちらにつきましては府内全域で実施していまして、養子縁組里親へのリクルートから委託後の支援を行うというところで、里親支援策の充実を図っております。

具体的な取組みとしましては、産婦人科等の医療機関の受付でのリーフレットの配布。養子縁組里親に特化した説明会の開催とか、研修の実施でありますとか、児童相談所と連携したマッチング。特有の不安や悩みに対応した支援の実施というところを実施いただいていると。

また、大阪府の取組みとしましては、資料の左側になりますけども、養子縁組の積極的な検討でありますとか、愛の手とかを使いまして広域での委託の検討、民間支援団体との連携といったところを進めております。こうした取組みを進めている中で、資料に表をつけておるんですけども、平成24年から平成29年までの新規の委託児童数でありますとか各年度の年度末の委託児童数というところまでデータとして掲載しておるんですけども。

とりわけ表の養子縁組成立件数をご覧いただきたいんですけども、平成24年の7件から始まりまして、現在は17件とコンスタントに養子縁組の成立も進んできているという状況になっております。これらの数字を全国で見たときにどうであるかといいますと、その次ですけども、参考として、厚生労働省がやっております福祉行政報告例のデータを掲載しております。

こちらは平成28年度の実績ということになっておりまして、47都道府県、それから20の指定都市、二つの中核市合わせまして69の自治体の調査ということになっております。この中の表におきまして里親等委託率でありますとか、養子縁組の里親への登録数でありますとか、養子縁組里親に受託した子どもの数等を掲載しております。

これらの実績を上位10都道府県で比べますと、受託数につきましては、一番が東京都の38件、静岡県の20件、大阪府は19件と3番目というところになっております。

里親の委託数につきましては、一番が東京都の40件、二番目が大阪市の19件となっておりまして、こちらも三番目が大阪府で18件というようなところになっております。こういった形で全国的に見ても比較的高いところで推移しておるんですけども、今後も引き続き、こういった取組みを進めていきたいと考えております。

＜ワーキンググループ長＞

はい。何かご質問ご意見ございますでしょうか。

＜委員＞

すいません。具体的な事業の中の産婦人科医療機関の受付でのリーフレットの配置とか、今どういう段階といいましょうか、もうすでに始まってるんでしょうか。

＜事務局＞

ありがとうございます。

産婦人科医療機関へのリーフレット等の配布等につきましては大阪府内の産婦人科開業医さんと連携しまして、約半数ぐらいの医療機関でしかおいてもらってませんけど、全ての不妊治療等を行う医療機関に対してアンケート調査をし、不妊治療にトライされるご家族に対して治療前にいろんな選択肢があるんだよっていうことを知ってもらうために、そういうリーフレットを作成し、配布をお願いいたしました。

アンケート調査に協力してもいいよという、医療機関が約半数ございましたので、そこを多く利用すると。現在は、里親支援機関である家庭養護促進協会さんに引き継いでそのことをやっていただいており、リーフレットを置くだけではなくって、医療機関への出前講座みたいな形でスタッフへの講座であったりとか、治療を受けている方々へのお話っていうようなこともやってございまして、年間で４～５件、そういうことまで進んでございます。

もう一件、民間あっせん機関の部分でございますけれども、こちらの方につきましては、大阪には家庭養護促進協会さんと、もう一件、NPOがございます。民間あっせん団体との連携ということも掲げてございますので、政令市とも連携をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

＜委員＞

新生児を赤ちゃん養子縁組に出したい、特別養子に出したいという、そういう事情のあるご家庭はいろんなものを抱えておられると思いますので、丁寧に説明し、納得していただいて、という形で、外国でも一定の時間をおいて、早急に進めないといけないというふうなことがあるんですけども、大阪の場合は家庭養護促進協会さんが実績もあり、その辺のことも重々わかっておられるので安心なんですけれどね。全国的にはどうなのかなっていう、そういう気もします。

産婦人科医療機関の話ですけども、それは団体の長のところへ行って、話をされて、そこから協力いただいたということでしょうか。

＜事務局＞

そうですね大阪府として、大阪府大阪産婦人科医会というところがあるんですけれども、そちらの会長さんにお会いさせていただきまして、養子里親ということで、不妊治療からできずにお越しになる方が多いという中で、やはりそういう選択肢があるということは早い段階で知っていただきたいということでご理解を求めさせていただきました。

そして、アンケート調査を書くようにさせていただくとともに、リーフレットもこういうリーフレットおきたいのだということも全てすり合わせを行った上で進めさせていただきました。

＜ワーキンググループ長＞

特にこの件に関して、他はございませんか。よろしいでしょうか。

まだ少し時間はあるんですけども、何か言い残されたことはございますでしょうか。

そうしましたら本日の議題につきましては以上4点、ご審議をさせていただきました。いろいろとご意見を、活発なご意見をいただきましてありがとうございます。それでは一旦これでワーキンググループの方は閉じさせていただき、事務局さんにお返ししますのでよろしくお願いいたします。

＜事務局＞

今日は多くの貴重なご意見をいただきましてどうもありがとうございました。本当にどの意見もすぐに取り入れていかせていただきたい、貴重な、大事な視点だったと思いますので、またこれからも引き続き、ワーキングを積み重ねていきますが、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

（終了）